

児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議 議事録

1. 日時

平成30年7月20日（金）午前8時45分～午前8時55分

2. 場所

総理大臣官邸4階大会議室

3. 出席者

安倍内閣総理大臣、菅内閣官房長官、加藤厚生労働大臣、野田総務大臣、林文部科学大臣、小此木国家公安委員会委員長、上川法務大臣、松山内閣府特命担当大臣、西村内閣官房副長官、野上内閣官房副長官、高木厚生労働副大臣、大沼厚生労働大臣政務官、和泉内閣総理大臣補佐官、杉田内閣官房副長官、古谷内閣官房副長官補、吉田厚生労働省子ども家庭局長

4. 議事内容

【加藤厚生労働大臣】

それでは、「児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議」を開催いたします。

お配りしている資料「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（案）について御説明申し上げます。

先月15日に開催されました関係閣僚会議における安倍内閣総理大臣からの御指示を受けまして、関係府省庁が連携の上、対策の検討を進めてまいりました。本対策は、まずは、目黒区の事案のような虐待死を防ぐため、「緊急に実施する重点対策」として最初に6つの項目を立てております。次に、さらに「児童虐待防止のための総合対策」として先月15日にお示しさせていただいた6つの項目に沿って、取りまとめております。「緊急に実施する重点対策」を中心に御説明いたします。

まず、「Ⅰ」として、転居した場合の児童相談所間における引継ぎルールを見直し・徹底します。「Ⅱ」として、虐待通告から48時間以内に子どもの安全確認ができない場合は、立入調査の実施をルール化します。「Ⅲ」として、子どもの安全確認ができない場合など、児童相談所と警察の情報共有ルールを明確化します。「Ⅳ」として、子どもの安全確保を最優先とし、リスクが高い場合には躊躇なく一時保護を実施します。「Ⅴ」として、乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握を9月末までに実施します。最後に「Ⅵ」として、現行の「児童相談所強化プラン」を見直しまして、来年度から2022年度までを期間とする「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」を年内に策定します。その中で虐待に対応する児童相談所の児童福祉司の配置について、児童虐待相談への対応件数のみならず、非行等の相談件数も加味した配置標準へ見直し、現在の約3,200人体制から、約2,000人程度増員を図るとともに、市町村の体制強化などに取り組みます。

今後、直ちに取り組めるものは直ちに取り組むとともに、財政的な措置が必要なも

のは、本対策の趣旨を踏まえ、引き続き、地方交付税措置を含め、予算編成過程において検討するとともに、制度的な対応が必要な事項についても検討し、所要の措置を講じることとします。

関係府省庁におかれては、「緊急に実施する対策」に加え、「児童虐待防止のための総合対策」も含め、対策を進めていただくよう、お願いいたします。また、目黒区の事案については、現在、東京都、香川県において検証をしているところではありますが、並行して、連携して行っている国における検証の結果も踏まえ、必要な対策はこれらの対策に別途追加して取り組むこととしております。

それでは、各府省庁から本対策における取組などについて御発言をお願いします。まず、松山内閣府特命担当大臣からお願いします。

【松山内閣府特命担当大臣】

子供・若者の育成支援や、少子化対策の推進に当たりましては、児童虐待の発生予防、発生時の迅速・的確な対応などが極めて重要です。

今般の緊急総合対策を踏まえ、「緊急に実施する重点対策」である、未就園児などで安全を確認できていない子どもの情報の緊急把握をはじめとして、保育所や認定こども園などから、市町村、児童相談所への情報提供の徹底などに、関係省庁と密接に連携して、取り組んでまいります。

【加藤厚生労働大臣】

続きまして、小此木国家公安委員会委員長から御発言をお願いします。

【小此木国家公安委員会委員長】

東京都目黒区における女児死亡事案は、警視庁で所要の捜査を行った結果、被害児童の両親が、6月27日に検察庁により起訴されたものと承知しております。

両親による虐待の末に幼い命が失われるという大変痛ましい事件であり、改めて心より御冥福をお祈りいたします。

この度、取りまとめられた「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」においては、警察に関連する事項として、児童相談所が子どもとの面会ができず、安全確認ができない場合に、立入り調査を行う際の警察への援助要請の実施、児童相談所と警察との間の情報共有における基準の明確化等が示されたところです。

今後とも、緊急総合対策で示された事項も踏まえ、児童相談所等関係機関との一層の連携を強化し、児童虐待の早期発見と児童の安全確保を図るためしっかりと取り組んでまいります。

【加藤厚生労働大臣】

続きまして、野田総務大臣から御発言をお願いします。

【野田総務大臣】

児童相談所が、児童虐待事案に迅速に、そして的確に対応できるよう、劣悪な勤務環境を改善するための職員体制の充実や、専門性の強化、「調査・保護・アセスメン

トを担当する部署」と「支援マネージメントを担当する部署」の機能分化などを行うことが重要です。

こうした点に関し、今回の「緊急総合対策」(案)では、児童福祉司の増員等、児童相談所の職員体制の強化とともに、児童相談所の専門性強化の取組促進や、児童相談所内の業務分担、市町村との役割分担等、支援と介入の機能分化の在り方の検討などを盛り込んでいます。

財政的な措置が必要なものについては、今後の予算編成過程において検討していくこととなりますが、子どもの命が奪われる痛ましい事件が二度と繰り返されないよう、関係府省庁と連携しながら、適切に地方財政措置を講じてまいります。

【加藤厚生労働大臣】

続きまして、上川法務大臣から御発言をお願いします。

【上川法務大臣】

法務省といたしましては、前回報告した、人権相談等の活用を通じた児童虐待事案に係る情報収集や、子どもの負担軽減のための代表者聴取の適切な実施に全力で取り組んでまいります。

さらに、全国 52 か所の少年鑑別所において、臨床心理士等の資格を有する職員が、収容している少年のみならず、地域の学校や少年自身、保護者等からの相談に応じ、児童虐待事案等の発見に努めるとともに、子どもの非行や問題行動等に悩む保護者に対して助言・指導をするなど、虐待の未然防止を図るための体制強化を進めてまいります。また、少年院及び保護観察所において、少年院在院者や保護観察対象者の被虐待経験等を的確に把握した上で、関係機関と連携しつつ、適切な指導や支援に取り組んでまいります。

【加藤厚生労働大臣】

続きまして、林文部科学大臣から御発言をお願いします。

【林文部科学大臣】

文部科学省としては、「総合対策」(案)に基づきまして、学校における早期発見・早期対応や関係機関との連携・協力が重要であるとの認識の下、特に、就学時健診の場で虐待リスクのある子どもを把握した際における、児童虐待担当部署等への情報提供の促進、教職員に対する児童虐待に関する研修の充実、学校と市町村、児童相談所等との連携の推進、スクールソーシャルワーカー等の配置促進等に取り組んでまいります。

今後とも、厚生労働省等の関係府省庁と緊密な連携を図りながら、児童虐待の防止に努めてまいります。

【加藤厚生労働大臣】

他に御発言のある方はお願いします。

(発言なし)

【加藤厚生労働大臣】

ありがとうございました。それでは、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」(案)を本閣僚会議の決定としたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

【加藤厚生労働大臣】

御異議がございませんので、原案のとおり、本閣僚会議の決定といたします。それでは、プレスが入ります。

(プレス入室)

【加藤厚生労働大臣】

最後に、安倍内閣総理大臣から御発言をお願いします。

【安倍内閣総理大臣】

虐待を受けながらも、両親の思いに応えようとする思いを、覚えてたての平仮名で綴った5歳の結愛(ゆあ)ちゃんを始め、虐待によって幼い命が奪われる痛ましい出来事をもう繰り返してはなりません。子供たちの命を守ります。

この強い決意の下、児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策を、ただ今取りまとめました。この対策に基づき、虐待通告から48時間以内に子供に面会できない場合は立入調査の実施をルール化、子供の安全確認ができない場合など児童相談所と警察の情報共有ルールを明確化、子供の安全確保を最優先としリスクが高い場合には躊躇なく一時保護を実施する。厚生労働省を始め、各府省庁にあっては直ちに実行に移してください。

さらに、現行の児童相談所強化プランを前倒して見直し、来年度から2022年度までを期間とする新たな体制強化プランを策定します。その中で、虐待に対応する児童相談所の児童福祉司について、現在の約3,200人体制から2,000人程度増員を図るとともに、市町村の体制強化などに取り組みます。市町村を含む行政機関の連携はもとより、地域社会全体で子供の命を守る社会づくりを進めます。

加藤大臣を中心に各大臣においては、子供の命を守るため、あらゆる手段を尽くし、やれることはすべてやるという強い決意で、取り組んでください。

【加藤厚生労働大臣】

プレスの方はご退出をお願いいたします。

(プレス退室)

【加藤厚生労働大臣】

それでは、本日の会議を終了いたします。

以上